

新潟いの健 ニュース

働くもののいのちと健康を守る
新潟県センター

ホームページ
リニューアルしました。

〒950-0088 新潟市中央区万代
3-4-12 新潟地区労連内
電話・FAX 025-247-3958
相談ダイヤル080-7509-2234



いの健新潟センター 第5回総会 報告

2023年11月23日「いのけん新潟センター」第5回総会をZOOM併用で開催いたしました。（会員数24（団体9、個人15）のところ、8団体、11名（うち委任状5）参加）第1号議案「2022年度の活動のまとめと2023年度運動方針」「2022年度決算報告」第2号議案「2023年度予算案」および「2023年度役員案」を満場一致で採択しました。

なお、働くもののいのちと健康を守る全国センターよりメッセージをいただきました。

参加者の発言および毎日新聞の東海林さんの講演の概要をお知らせします。

理事長挨拶

本日は、「働くもののいのちと健康を守る新潟県センター第5回総会」にお集まりいただきありがとうございます。本会の理事長をさせていただいております新潟県立大学の小澤です。はじめにご挨拶をさせていただきます。昨今の労働者を取りまく状況は、より厳しいものになっています。不安定就労はより不安定さを増し、長時間労働を強いられる実態があとをたちません。「雇用の劣化」と言われる状況が進んでいます。あわせて、物価上昇がより生活を圧迫しています。法制度の改定によって、サービス残業の増加、賃金の低下にもつながる状況がみられます。資本の労働強化を弱めるはずの法規制によって、さらに労働強化を高め、労働者の不安定の強化するような実態もみられています。

本来であれば人手不足は、賃金の上昇によって解決されるべきものであるが、経済法則を無視した状況が構造的に進められています。そういったなかで、改めて、働くルール、制度、しくみを理解する必要があります。守られるべき「人間の尊厳」を強く意識していく必要があります。ウクライナ、ガザの一直線上にある、われわれの暮らし、守られるべきもの、守るべきものをしっかり意識していくことが重要になっています。

誰もがいのちと健康が守られるためにできることを、で

きるしくみづくりに向けて一緒に考えていきたいと思っています。本日は、よろしくお願いいたします。

第7号議案に関する発言

新潟市水道局パワハラ自死事件遺族Mさん

皆様の日頃のご支援に感謝します。私の夫は、いまから18年前、当時の上司（係長）からのパワハラに耐えかねて自ら命を絶しました。パソコンと携帯には遺書が残されていました。私は真実が知りたい、そして夫の死を無駄にしたくないと考え、公務災害申請を行い4年の歳月をかけ、業務の困難性も精神的負荷もレベル4と認定され、公務災害を勝ち取りました。そのご水道局から、加害者の処罰も行うし損害賠償も行うとして公務災害審査会の資料の引き渡しを求められ、迷いながらも渡したところ、態度を一転させていじめも業務の困難性も否定してきました。私たちは何とか円満解決を願ひ、調停や裁判を行ってきましたが、最近入手した資料によると、水道局は最初から裁判で争う方針だったことが明らかになり、憤っています。

裁判では水道局は業務はただ数字を入力するだけの簡単なものだったととんでもない主張を繰り返しましたが、職場の皆様や弁護団の調査により、夫は初めての業務だったにも関わらず係長からの指導もなく追い詰められ、縮



め切りの翌日に命を絶ったことが明らかになりました。そして昨年11月24日に水道局の責任を認める判決が言い渡されました。皆様はマスコミ報道で市長や水道局が謝罪に応じたなどのことを知っておられると思いますが、今でもやりあっています。水道局は判決は安全配慮義務違反を認めたもので、いじめはなかったと主張しています。公務災害ではいじめと認定されていますが、いじめを目撃した現職の職員が裁判所に出廷することはハードルが高く裁判所での証言が得られなかったためです。水道局の謝罪は形式的なもので、真剣に反省しているとは思えません。現在は慰霊碑建設を要求しています。二度と同じようなことを繰り返さないために、再発防止策をとってもらいたいのですが、なかなか遺族の思いが伝わりません。今後もたまたま続けていきます。皆様のあたたかなご支援に感謝いたします。

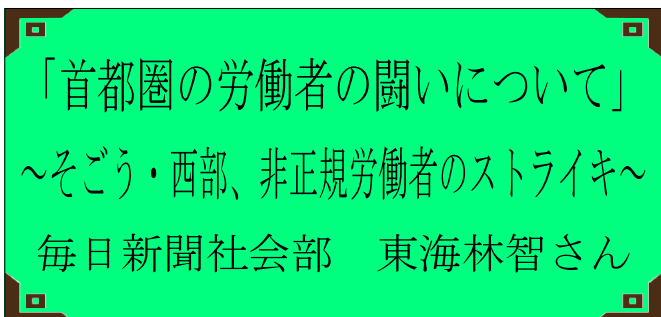
建交労 富井さん

なくせじん肺訴訟については、7月19日に新潟地裁で第7陣訴訟の和解が成立したことを報告します。またいの健とじん肺アスベストキャラバンを取り組むことができました。大きな成果として強調したいのは、アスベスト110番の取り組みで、10月13日の相談会には電話3件、来訪が3件ありました。これは近年では多い相談人数で、建交労として対応中です。今後もの健と協力して取り組んでいきたいです。

トラック部会では2024年問題について取り組んでいます。労働時間規制が強化されると手取り賃金が減少し、生活が苦しくなるため「賃下げ無しの時短」を要求し、宣伝行動・聞き取り調査を強化しています。

最賃では、払い能力でなく生計費をもとに労働基準法にある「人たるに値する」生活ができる金額を要求することが大事です。また地域格差をなくすために最賃法の改正を求めていきましょう。

建交労としては、クロネコヤマトの偽装請負問題について取り組んでいきます。



第2部の学習会はいのけん新潟センターの設立に絶大なお力を貸してくださった、毎日新聞社会部の東海林智さんより、「首都圏の労働者の闘いについて」~そごう・西部、非正規労働者のストライキ~についてお話いただきました。

新潟支局長時代にいの健センター設立にかかわり、5



年後も継続して活動しておられることを喜びたいと思います。

＊コロナ禍で生活に困窮したのは誰か

コロナ禍で生活に困窮したのは、女性と高齢者、雇用の不安定な非正規労働者（自営業者、フリーランスも含む）であり、コロナ禍にかかわらず困窮の状態にあった人たちの状況がコロナで顕在化したにすぎません。1995年以降の新時代の日本的経営による非正規の拡大が根本の原因です。リーマンショックによる派遣労働者の困窮が起これ、派遣村の取り組みを厚生労働省の前で行い派遣労働者の困窮を顕在化する取り組みを行いました。

＊女性・高齢者の生活困窮

今回のコロナ禍での特徴は、女性の困窮が目立ったということです。なぜ女性が困窮するかといえば、女性の約半数以上は非正規で働いているという現状（20年では女性54.4%男性22%）があり、特にシングルマザーの多くは非正規です。

コロナ禍でも年末年始の取り組みで炊き出しや相談活動を行いました。以前と違うのは炊き出しに並ぶ女性がすごく増え、食料の配布などには子ども連れの女性の姿があり、大変驚きました。

女性の非正規労働者は食料品の試食販売（いわゆるマネキン）など不安定でコロナ禍で仕事なくなるような仕事でつないでいるので、たちまちアパートの家賃が払えなくなるなど貧困に陥ってしまい、特殊詐欺の受け子など捕まるリスクが高い「闇バイト」に、報酬はピンハネされ、少額なのに手をそめる人もいます。コロナ禍になってから受け子で捕まる若い女性や高齢者が増えています。

（今までは無かったこと）

- ・闇バイトの不条理は非正規労働者の処遇に重なる・
- ・非正規労働者の賃金は不安定さを考慮した賃金であるべき・

＊シングルマザーのケース

クロネコヤマトがメール便業務をJPに移管するので個人請負で配達していた人の契約を打ち切り、メール便の仕訳の労働者3000人も仕事を失うことになりました。多くはシングルマザーなどダブルワーク・トリプルワーク労働者で深夜勤務手当をあてに深夜帯勤務者も多かったが、建交労の労働組合を作り「無期転換した労働者をそ

んなに簡単に解雇できないはず」と訴えたら、会社は「あくまでお願い」とトーンダウンしてきました。

乳飲料訪問販売のシングルマザーは、収入が激減し、心中を企図しました。

以上の例から言えるのは、コロナでなくとも、ダブルワークトリプルワークでどうにか生活できているのが現実です。

*個人請負について

非正規でも雇用関係にある労働者については、団体交渉は有効ですが、個人請負の場合は労働者性をめぐり難しい面もありますが、一筋の光明が見えてきました。軽貨物ユニオンの取り組みで、アマゾンの請負配達労働者の労災が認められました。労災＝労働者性が認められたこと。

今後、最賃の問題とあわせ、請負労働者の労働者性を認めさせる運動が求められているし、いの健でもそういう観点で相談活動をする必要があるのではないのでしょうか。

*そごう西部のストライキについて

そごう西部がストライキをやるという記事を書きましたが、一面に載ってびっくりしました。デパートで初めてストライキを行ったのが68年前に三越デパートでした。スト破りの妨害に対し、一番勇敢に戦ったのは中卒の女子従業員だったそうです。

私は一貫して労組はストをやるべしと訴えてきましたが、連合の幹部からは「ストは時代遅れ」と馬鹿にされたので、ストライキやらないならスト権を返上したらどうかと言ったら、翌年から連合幹部はストライキとは言わなくなり「法的抵抗」という言葉を使いだしました。

なぜ、そごう西部労組がストライキをやったかといえば、団体交渉が機能しなくなったからです。アメリカの投資ファンドに売られようとしているのに、いくらで売なのか、売ったあと雇用がどうなるのか一切説明がなく、組合員に情報提供を求めてスト権確立を提起しました。団交では高島屋や三越・伊勢丹などの他百貨店労組も応援にかけつけ同席していましたが、連合UAゼンセンは姿を見せませんでした。スト権を立ててから親会社からの役員が団交に参加し、徐々に情報が出てきました。しかし売却は決定してしまい、ストライキは行われました。売却阻止できなかったからストライキやっても仕方ないと言う人もいましたが、売却阻止が目的のストでなく、売却先の会社でも労組の存在を無視できなくなったと思われるので大きな意味のあるストライキでした。

世間の反応は概ね好意的でした。（住民の気持ちにあったチラシを配るなどの取り組みもあったが、ストに対する見方が変わってきた）

*非正規春闘・ストライキ

そごう西部のストライキに先駆けた取り組みとして「非正規春闘」がたたかわれました。合同労組加盟のたった一人のストライキでABCマートのすべての非正規労働者

2023年度役員名簿

役職名	氏名	所属など
理事長	小澤 薫	県立大学
副理事長	金子 修	弁護士
副理事長	大澤 理尋	弁護士
理事	大橋喜代子	全国過労死を考える家族会
理事	田家 真澄	新潟県労働組合総連合
理事	相田 正彦	新潟民医連労働組合連絡協議会
理事	加藤 健児	新潟県公立高等学校教職員組合
理事	佐藤 崇	コープネットグループ労働組合新潟県支部
理事	稲葉 正美	全日本年金者組合新潟県本部
理事	永島 公美	全日本建設交運一般労働組合新潟県本部
事務局長	坂井希美子	新潟地区労働組合総連合
事務局次長	富井 雅男	全日本建設交運一般労働組合新潟県本部
事務局次長	吉田 美里	阿賀地区労働組合総連合
監事	近藤 明彦	弁護士
監事	萩野 直路	

の賃上げにつながりました。また菓子メーカーでは、クリスマスケーキの時期の加給を中止するという経営者に対し、7割の労働者がシフト拒否というストを行い、加給中止を撤回させました。声を上げることと実力行使の重要性が認識されました。

全労連では「スト戦術」を提起し、1500以上の労組がスト権を確立し交渉に臨みました。全医労では40年ぶりの全国ストに取り組むなど、ストを打てる組合にすることで組織強化を図っています。

来春闘に向け、私たちはもっと物分りが悪くなってもいいのではないかと。

賃金を上げれば働き方も変わるはず、24春闘がんばりましょう。

参加者の感想より

*東海林さんの講演は、記者としての視点で若者や実態を詳しく説明いただき、今の労働者の過酷の実態、労働組合の意義を学べた。来ていただいて良かった。

*西部そごう労組のストライキ報道について、詳しい話を聞いて良かった

*道行く市民にインタビュー 賛同する人が比較的多かったとのこと。」周囲がストライキ好意的に見てくれたのが印象的で、流れが変わってきたのかと思った。

*最近の話で、非正規シングルマザーが詐欺商法に入らざるを得ない状況、非正規問題に取り組んでいかないと、と感じた。

*県労連で、全労連の布施事務局長の学習会があったが、同様に市民の共感広がっていたとのこと。また、最後

の最後までストライキするのをあまり報道しなかったとのこと。今後に向けての取り組み教訓になっている。

*秋葉区の食料支援 若い人 女性が増えている。50歳の障害者と同居の80代の女性が、年金だけでは暮らせないなどの相談があり、身近にもあるのだなあと思った。

*クロネコヤマトの雇止めの話は、新潟でも同じ状況。ダブルワーク・トリプルワークの女性が深夜の勤務をしている。コープのパートにもそういう人がいるので、今後の課題。

*私たちに何ができるのか考えていくのが宿題だ。勉強になった。



過労死等防止対策推進シンポジウム（新潟会場）は、11月27日朱鷺メッセを会場に開催されました。内容の概要は以下の通りです。

1) 労働局からの報告

労働時間や過労死等の状況 行政の対応など

2) 労働の現場から

*公立学校教員

残業代なしで働かせ放題の教員の現状について

私大や国立でない公立の教員は、給特法により4%の調整額のみで残業手当がつかず、異常な長時間労働で、過労死事案もある。危機的状況

*介護現場

夜勤専従の介護従事者より、心身の健康が守られていない状況が話された。退職者が多い。

介護報酬引き上げで労働条件改善が急務

3) 新潟市水道局パワハラ自死事件の遺族の訴え

事件発生当時1歳だった遺児が母親とともに発言。父親の記憶はないが、母からどんなに愛されていたかを聞き、パワハラで命を失わないような社会をと自分の言葉で話しているのが印象的だった。困難な人に寄り添っていく姿勢に感銘を受けた。

4) メイン講演

「働く人々における巧みな休み方：オフの量と質の確保の重要性」

労働安全衛生総合研究所・過労死防止対策センター
久保智秀氏

→最新の研究に基づき、仕事＝疲れることという日本人の労働観の特徴の根底に何があるのか、また睡眠不足の弊害は、他の人の表情を読み取る力が低下しパワハラに結びつくなどの知見が示された。

物理的でなく 心理的に仕事から離れることの重要性（オフの量と質）が強調された。

また、つながらない権利は大切だが、オフでも仕事をしたがる人は一定数いるので、個人や組織の状況に合わせた柔軟な対応が必要とのことだった。

○過労死シンポの参加者の報告を聞き、いのけん新潟センター理事会で感想などを話し合った内容です。

*毎年参加して思う事だが、そもそも 36協定締結しなければできないはず、そこを無視してまで仕事させる現状が問題であり、労組の役割が見えていない、安全衛生委員会はどうなっているのかと、いつももやもやして帰ってくる。

*仕事の絶対量が増えているのに個別対応でワーカーホリックが生まれるのではないかと。

*教員の残業は20年くらい前までは自主的自立的だと言って計測していないが現在は計測している。新潟県はきちんとしていて、80時間以上は医師面接行っているが、業務量は減っていない。学校での仕事むしろ増加か。今は持ち帰り残業はほぼできない（USB持ち帰り不可。やテスト採点もダメ）

*給特法廃止で、手当支給すると文科省は言うが、分断の心配あるので、全教としては廃止を求めている。修正を求めている。

*昔の同僚で時間外勤務を多くしていた人が2～3名在職死している。

*教員数を文科省は増やしたいという認識だが、経済産業省と財務省が邪魔している。

お知らせ

<https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/overwork.html>

今回の講師 久保先生の

「過労防止調査研究センター」のHPです。

様々な、過労についての調査研究成果が公表されています。

よかったら御覧ください。

また ポータルサイトもあります。

